

## ダイオキシン類環境基準について

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として下表のように定められています。

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下

備考

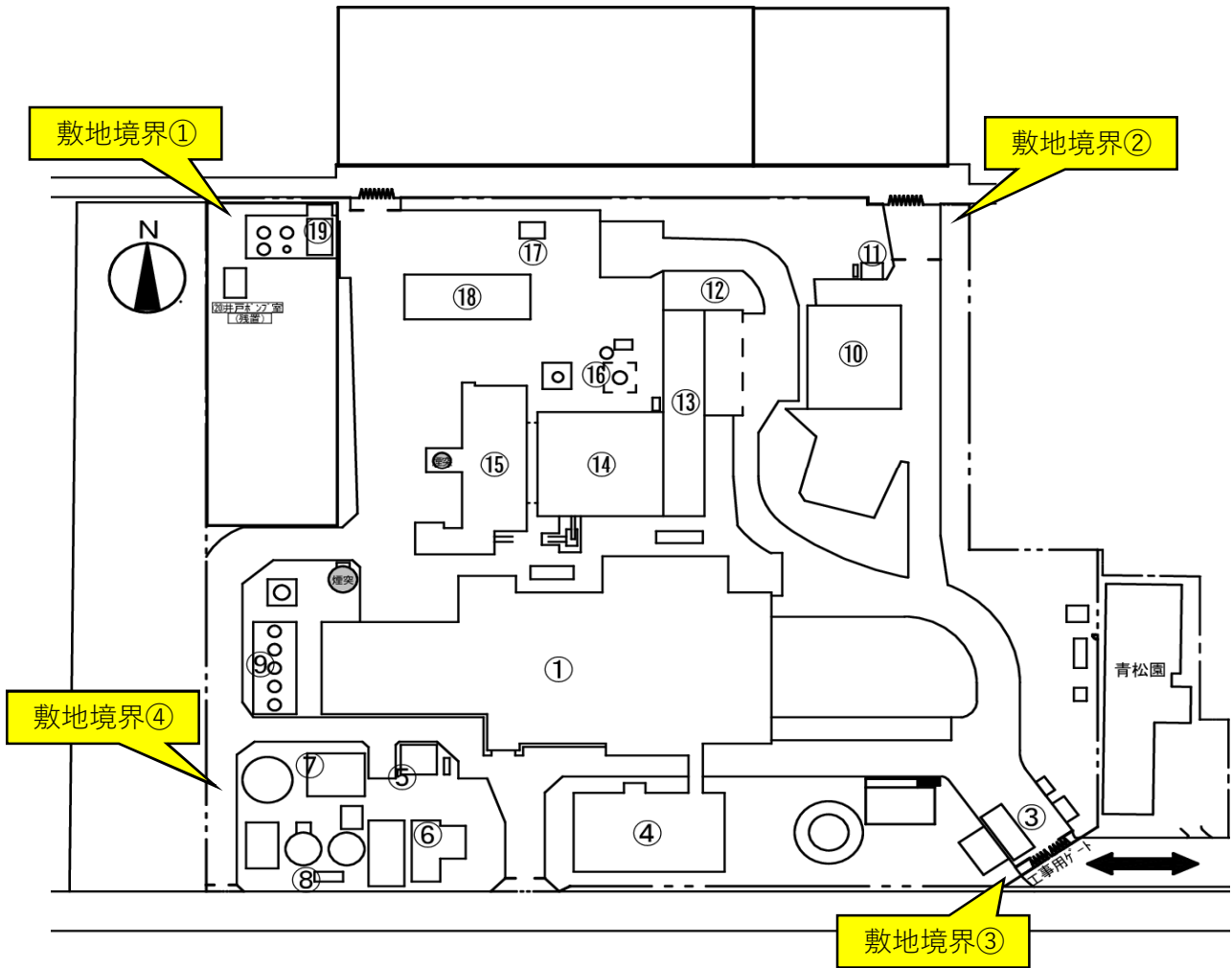
- 1.基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2.大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3.土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

- (注) 1 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 2 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 3 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 4 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

※pg:ピコグラム(1グラムの1兆分の1の重さを表す単位)

※TEQ:毒性等価換算濃度

# 大気中のダイオキシン類濃度測定位置図



試料名	項目	ダイオキシン類毒性等量
	単位	pg-TEQ/m <sup>3</sup>
	基準値	0.6
解体作業前 (2月13日～2月14日)	環境大気 敷地境界①	0.025
	環境大気 敷地境界②	0.026
	環境大気 敷地境界③	0.030
	環境大気 敷地境界④	0.026
解体作業前 (2月15日～2月16日)	環境大気 敷地境界①(GL+1.8m)	0.033
	環境大気 敷地境界②(GL+1.8m)	0.023
	環境大気 敷地境界③(GL+1.8m)	0.035
	環境大気 敷地境界④(GL+1.8m)	0.033
解体作業中 (4月10日～4月11日)	環境大気 敷地境界①	0.024
	環境大気 敷地境界②	0.018
	環境大気 敷地境界③	0.023
	環境大気 敷地境界④	0.021
解体作業中 (4月9日～4月10日)	環境大気 敷地境界①(GL+1.8m)	0.025
	環境大気 敷地境界②(GL+1.8m)	0.0074
	環境大気 敷地境界③(GL+1.8m)	0.031
	環境大気 敷地境界④(GL+1.8m)	0.017
解体作業後 (11月13日～11月14日)	環境大気 敷地境界①	0.0056
	環境大気 敷地境界②	0.0089
	環境大気 敷地境界③	0.010
	環境大気 敷地境界④	0.013
解体作業後 (11月12日～11月13日)	環境大気 敷地境界①(GL+1.8m)	0.049
	環境大気 敷地境界②(GL+1.8m)	0.052
	環境大気 敷地境界③(GL+1.8m)	0.018
	環境大気 敷地境界④(GL+1.8m)	0.050